

閱覽設計書

業務名 水質検査業務(単価契約)

業務箇所 永平寺町内一円

履行期限 令和9年3月31日

監督職員 上下水道課 主事 斉藤 貫太

特記仕様書

本仕様書は、法第 20 条に基づく定期の水質検査及び臨時の水質検査、法第 18 条に基づく水質検査請求による水質検査（苦情に伴う水質検査）、並びに原水の水質検査を委託する場合に使用する。

件 名 水質検査業務

第 1 （基本事項）

1 目的

本業務は、給水栓水等の水質検査を目的とする。

2 適用範囲

本仕様書は、永平寺町上水道事業 永平寺町長 河合 永充（以下「委託者」という）が委託する「水質検査業務」に関し、委託者及び受託者が遵守すべき事項を示すものである。

3 業務の委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

第 2 （一般事項）

1 法令等の遵守

受託者は、業務の遂行にあたり関係する法令等について、これを遵守する。

2 機密の保持

受託者は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

3 業務箇所

福井県吉田郡永平寺町内一円

4 再委託の禁止

原則として、水質検査を受託した検査機関においては、自ら水質検査を実施する。

5 疑義について

本業務の委託期間内において、水道法の改正による検査項目、検査方法の変更等により、検査料金の見直しが必要な場合は、委託者、受託者協議の上、定めるものとする。

また、この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、委託者、受託者協議の上、定めるものとする。

第3 (検査項目)

1 浄水及び原水水質検査 (定期検査)

(1) 検査項目及び検査頻度

委託者が指示する検査項目及び検査頻度で実施する。

(2) 採水日時及び採水地点

委託者が指示する日時に各水道施設等で採水を行う。

(3) 試料容器の準備

(イ) 受託者は、必要な検査項目に対し、採水地点ごとに別紙1 (採水の手引き) に示す採水容器を用意する。

(ロ) 採水容器の洗浄については、受託者の責任において充分に行う。

(4) 採水方法等

(イ) 別紙1 (採水の手引き) のとおり。

(ロ) 採水時に異常が認められた場合は、直ちに委託者にその内容を報告する。

(5) 試料の運搬

氷冷を要する検査試料については、冷やした保冷剤入りのクーラーボックス等に入れるとともに、破損防止の措置を施して運搬する。ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

2 臨時の水質検査及び水質検査請求による水質検査

(1) 検査項目及び検査頻度

検査を行う項目については、委託者、受託者協議のうえ決定する。

(2) 採水日時及び採水地点

委託者が指示する日時、地点で採水を行う。

(3) 試料容器の準備

(イ) 受託者は、必要な検査項目に対し、採水地点ごとに別紙1 (採水の手引き) に示す採水容器を用意する。

(ロ) 採水容器の洗浄については、受託者の責任において充分に行う。

(4) 採水方法等

(イ) 別紙1 (採水の手引き) のとおり。

(ロ) 採水時に異常が認められた場合は、直ちに委託者にその内容を報告する。

(5) 試料の運搬

氷冷を要する検査試料については、冷やした保冷剤入りのクーラーボックス等に入れるとともに、破損防止の措置を施して運搬する。ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

第4 (検査方法)

1 水質検査等

(1)検査方法

検査方法は、水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年厚生労働省告示第261号(最近改正を使用))、残留塩素については水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法(平成15年9月29日厚生労働省告示第318号(最近改正を使用))、水温については「上水試験方法」(最新版)により行う。

また、水道水に供される水、水源の水及び飲用に供する井戸水以外の試料と前処理を含む同時分析を行わないものとする。

(2)現場での測定

- (イ) 水温、残留塩素等は現場で測定を行い、そのための計器、器具は受託者が準備をする。
- (ロ) 必要に応じて、現場写真撮影や試料採水後の採水瓶の一括撮影を行う。
- (ハ) 受託者は、作業の実施に当たって身分証明書等を携帯し、委託者の請求に応じて提示しなくてはならない。

(3)数値の取扱い

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(厚生労働省水道課長通知 平成15年10月10日付健水発第1010001号(最近改正を使用))に基づき実施する。

(4)速報値の報告

- (イ) 浄水及び原水の水質検査結果については、採水日から一週間以内に一次報告の速報を提供する。
- (ロ) 水道法第18条に基づく水質検査結果については、委託者の指示する日までに報告する。
- (ハ) 水質検査結果が水質基準値を超えた場合、又は前回調査時よりも著しく変化した場合は、水質検査項目ごとに直ちに委託者に連絡する。

(5)再検査

委託者は、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。この場合の費用は、委託者、受託者協議のうえ決定する。

(6)器具類

水質検査に使用する器具類は、検査に影響を与えないよう十分に洗浄したうえで使用する。

(7)報告書の作成

- (イ) 報告書には検査結果を記載する。
- (ロ) 検査結果以外の分析日時及び分析を実施した検査員を示した試料、分析条件、検量線(相関係数も含む)、クロマトグラム並びに濃度計算書等については、委託者の要請に応じてその記録を速やかに提示する。

2 検査結果の信頼性確保

受託者は、次の各項目に留意して検査結果の信頼性確保に努め、委託者の要請に応じてその記録を速やかに提出する。

(1) 検査体制の整備

水質検査結果は、検査責任者等によるチェックを行い、記録する。

(2) 作業記録

(イ) 受託者は、実際の作業においても、標準作業書に沿った記録を行う。

(ロ) 受託者は、日々実施した業務を記録した作業日報については、委託者の要請に応じてその記録を速やかに提示する。

(3) 機器の整備

受託者は、分析に使用する器具、機械及び装置について、その使用に支障がないように整備し、記録する。また、常に適正な分析値が得られるよう、機器の自主点検を徹底するとともに、必要な定期点検を遅滞なく受け、記録する。

(4) 内部精度管理の実施

内部精度管理項目として相応しい水質検査項目について、年に一回以上、及び検査担当者が変更するごとに実施し、記録する。

(5) 検査試料の保存及び廃棄

検査試料の保存期間は、その期間の短縮について委託者の指示又は了解があった場合を除いて、検査終了後から1週間（土曜日、日曜日、祝祭日を含む。）とし、廃棄日を記録する。

保存期間終了後の検査試料は、関係法令を遵守して受託者が廃棄する。

(6) 検査結果算出過程に作成した資料の保存等

検査結果を得るための記録類は、その保存期間の短縮について委託者の指示及び了解があった場合を除き、5年間保存とする。

(7) 受託者への立入検査

上記(1)～(6)の事項及び設備状況等について確認するため、委託者（委託者から委嘱を受けた専門家を含む）は、随時に受託者への立入検査を実施できるものとする。

(8) クロスチェック

委託者は、指定した給水栓水についてクロスチェックを行うことができる。

この場合、受託者は、委託者が準備した採水容器にクロスチェック用の試料を通常の検査試料と同時に採水を行い、委託者に提出する。

3 提出書類

(1) 提出書類一覧表

事項 一般	名称	部数	提出期限等
	請求書	1	請求単位区分検査終了後速やかに

関係 水質検査	名称	部数	提出期限等
	検査項目の検査日数	1	契約締結後10日以内
水質検査結果書	1	各採水日から3週間以内	

(2) 受託者は、指定の期日までに表に示す書類を作成し、委託者に提出する。

なお、委託者が別途他の書類の提出を求めた場合は、当該書類を提出する。

(3) 受託者は、提出した書類に変更が生じたときは、直ちに変更した書類を委託者に提出する。

ただし、提出期限等については、土、日曜日及び祝日は含まないものとする。

4 安全管理

(1) 受託者は、本業務委託に係る事故の防止と安全確保のための必要な処置を講じること。

(2) 本業務委託施行中、交通の妨害となる行為、又は公衆に迷惑を及ぼす行為がないよう、交通及び保安上十分な注意を払うこと。特に冬期における採水では、凍結防止のため車道及び歩道に水が残らないように努めること。

(3) 本業務委託施行中に事故が発生したときは、直ちに業務を中断して応急処置を講じるとともに、その拡大防止に努め、事故の原因、経過及び被害内容を委託者に報告すること。

5 その他

(1) 資料の提供

本業務委託に必要な資料は貸与する。受託者は資料が外部に漏洩しないよう管理し、作業完了後速やかに委託者に返却すること。また、作業の便宜上、複写した場合は作業終了後に速やかに処分すること。

(2) 水質検査日程表以外の検査について

水質検査予定表以外の検査について、突発的な検査等が生じた場合には、本業務委託の単価を採用し検査するものとする。

別紙1 採水の手引き

1. 試料の採水方法

1) 給水栓

①鉛：5L/分で5分間流水後、15分間滞留、その後5L/分で5L採取し、均一攪拌したものを試料とする。

②その他の項目：①がある場合には、引き続き試料を採取する。①がない場合には、①と同様に5分間流水後、採水を行う。

2) 給水栓以外

採水栓が設置されていない原水の採水においては、ステンレス製等の採水器具や投げ込み用のロープを用意し採水する。なお、検査用試料は、採水器具を十分に原水で共洗い後、採水する。

2. 現場における水質検査

現場における水質検査が指定されている項目については、5L/分で5分間流水直後に実施する。残留塩素が検出されない場合は引き続き5分間流出させ実施する。

3. 採水瓶

水質検査項目により下表の採水瓶を用意する。

水質検査項目		採水瓶の種類	採水容量 等	備考
1	鉛用	ポリエチレン瓶	100mL以上（満水）	5L用採水器具使用 速やかに、硝酸添加
2	一般細菌・大腸菌用	（指定なし）	120mL以上	*ハイポ入り
3	揮発性有機化合物用	テフロン内張のねじ 口ガラス瓶	40mL以上（満水）	*採水時、アスコルビン酸添加 速やかに、塩酸添加
4	シアン用	（指定なし）	100mL以上（満水）	採水時、リン酸緩衝液添加
5	ホルムアルデヒド用	ガラス瓶	50mL以上（満水）	アセトンで事前洗浄し、乾燥 *採水時、ハイポ添加
6	金属類用	ポリエチレン瓶	50mL以上（満水）	速やかに、硝酸添加
7	塩素酸用・亜硝酸態窒素	（指定なし）	50mL以上（満水）	速やかに、EDA添加
8	フェノール類用	ガラス瓶	500mL以上（満水）	アセトンで事前洗浄し、乾燥
9	ハロ酢酸用	テフロン内張のねじ	50mL以上（満水）	*採水時、アスコルビン酸添加
10	2-MIB・ジェオスミン用	口ガラス瓶	500mL以上（満水）	
11	非イオン界面活性剤用	ガラス瓶	150mL以上（満水）	*採水時、亜硫酸水素ナトリウム添加
12	TOC、臭気・味用	ガラス瓶	300mL以上（満水）	
13	その他の項目用	（指定なし）	2L以上（満水）	

* 印の項は、原水の場合は不必要

テフロン：ポリテトラフルオロエチレンの商品名の一つ

ハイポ：チオ硫酸ナトリウムの俗称

EDA：エチレンジアミンの略

R8年度水質検査日程表(予定)

検査予定		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		検査項目	検査項目	検査項目	検査項目	検査項目	検査項目	検査項目	検査項目	検査項目	検査項目	検査項目	検査項目
職員(10名)			検便 2項目				検便 3項目					検便 2項目	
浄水	松岡地区左岸	省略不可	毎月検査 PFOS及びPFOA	毎月検査	浄水全項目	毎月検査 水質管理	毎月検査	省略不可	毎月検査 PFOS及びPFOA	毎月検査	省略不可	毎月検査 PFOS及びPFOA	毎月検査
原水	1号		指標菌	原水全項目		指標菌			指標菌			指標菌	
	2号		指標菌	原水全項目		指標菌			指標菌			指標菌	
	3号		指標菌	原水全項目		指標菌			指標菌			指標菌	
	4号		指標菌	原水全項目		指標菌			指標菌			指標菌	
浄水	松岡地区右岸	省略不可	毎月検査 PFOS及びPFOA	毎月検査	浄水全項目	毎月検査 水質管理	毎月検査	省略不可	毎月検査 PFOS及びPFOA	毎月検査	省略不可	毎月検査 PFOS及びPFOA	毎月検査
原水	5号		指標菌	原水全項目		指標菌			指標菌			指標菌	
	6号		指標菌	原水全項目		指標菌			指標菌			指標菌	
浄水	永平寺地区中央	省略不可 +蒸発残留物	毎月検査 PFOS及びPFOA	毎月検査	浄水全項目	毎月検査 水質管理	毎月検査	省略不可 +蒸発残留物	毎月検査 PFOS及びPFOA	毎月検査	省略不可 +蒸発残留物	毎月検査 PFOS及びPFOA	毎月検査
原水	No.1		指標菌	原水全項目		指標菌			指標菌			指標菌	
	No.2		指標菌	原水全項目		指標菌			指標菌			指標菌	
浄水	永平寺地区志比	省略不可	毎月検査 PFOS及びPFOA	毎月検査	浄水全項目	毎月検査 カビ臭2項目 水質管理	毎月検査 カビ臭2項目	省略不可	毎月検査 PFOS及びPFOA	毎月検査	省略不可	毎月検査 PFOS及びPFOA	毎月検査
原水	永平寺ダム	指標菌	クリプト 指標菌	原水全項目 指標菌	指標菌	クリプト 指標菌	指標菌	指標菌	クリプト 指標菌	指標菌	指標菌	クリプト 指標菌	指標菌
浄水	永平寺地区東部	省略不可	毎月検査 PFOS及びPFOA	毎月検査	浄水全項目	毎月検査 水質管理	毎月検査	省略不可	毎月検査 PFOS及びPFOA	毎月検査	省略不可	毎月検査 PFOS及びPFOA	毎月検査
原水	No.3		指標菌	原水全項目		指標菌			指標菌			指標菌	
	新井戸		指標菌	原水全項目		指標菌			指標菌			指標菌	
浄水	上志比地区	省略不可	毎月検査 PFOS及びPFOA	毎月検査	浄水全項目	毎月検査 水質管理	毎月検査	省略不可	毎月検査 PFOS及びPFOA	毎月検査	省略不可	毎月検査 PFOS及びPFOA	毎月検査
原水	第1水源	指標菌	クリプト 指標菌	原水全項目 指標菌	指標菌	クリプト 指標菌	指標菌	指標菌	クリプト 指標菌	指標菌	指標菌	クリプト 指標菌	指標菌
	第2水源		指標菌	原水全項目		指標菌			指標菌			指標菌	

水質検査依頼項目

①浄水全項目検査（52項目）・・・注）有機物(TOC)で

②省略不可項目（22項目）

一般細菌、大腸菌、シアン化物イオン及び塩化シアン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド、塩化物イオン、有機物(TOC)、pH、味、臭気、色度、濁度

③毎月検査項目（9項目）

一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物(TOC)、pH、味、臭気、色度、濁度

④水質管理目標設定項目検査（24項目）農薬類含む

アンチモン及びその化合物、ウラン及びその化合物、ニッケル及びその化合物、1,2-ジクロロエタン、トルエン、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラール、残留塩素、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、マンガン及びその化合物、遊離炭酸、1,1,1-トリクロロエタン、メチル-*t*-ブチルエーテル(MTBE)、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)、臭気強度(TON)、蒸発残留物、濁度、pH、腐食性(ランゲリア指数)、農薬類、従属栄養細菌、1,1-ジクロロエチレン、アルミニウム及びその化合物

※ 但し農薬類は、下記15項目

イミノクタジン酢酸塩、グリホサート、グルホシネート、クロチアニジン、ジノテフラン、テフリルトリオン、トリシクラゾール、ピラクロニル、ピラズレート、ピリミノバックメチル、フサライド、プロベナゾール、ベンゾビシクロン、ベンフラカルブ、イプロフェンカルバゾン

⑤クリプトスポリジウム検査

クリプトスポリジウム（ジアルジアを含む）

⑥原水全項目検査（消毒副生成物、味を除いた全39項目）

⑦浄水項目中の藻類発生時期かび臭検査（2項目）

ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール

⑧原水指標菌検査

大腸菌 (E. coli) 、嫌気性芽胞菌

⑨便検査 1

赤痢菌、サルモネラ菌 (チフス菌含む)

⑩便検査 2

赤痢菌、サルモネラ菌 (チフス菌含む) 、腸管出血性大腸菌 (O-157)

以上

